

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

訓令

○福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三七九

告示

○計量器の定期検査を実施する件

三八三

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

三八三

訓令

福島県訓令第十一号

本庁機関
出先機関
労働委員会事務局

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福島県職員安全衛生管理規程（昭和五十八年福島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三の次に次の四条を加える。

（化学物質管理者）

第十七条の四 規則第十二条の五第一項又は第二項の規定により化学物質管理者を選任しなければならない機関の長（本庁機関にあつては、本庁機関総括安全衛生管理者）は、当該機関に勤務する職員のうちから化学物質管理者を一人選任しなければならない

い。

2 前項の規定により化学物質管理者を選任したときは、当該選任の日から起算して十四日以内に化学物質管理者選任報告書（第三号の二様式）により福島県統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（化学物質管理者の職務）

第十七条の五 化学物質管理者は、規則第十二条の五第一項各号の化学物質の管理に係る技術的事項の管理及び同条第二項の表示等及び教育管理に係る技術的事項の管理に関する職務を行う。

（保護具着用管理責任者）

第十七条の六 化学物質管理者を選任した機関であつて、規則第十二条の六第一項の規定により保護具着用管理責任者を選任しなければならない機関の長（本庁機関にあつては、本庁機関総括安全衛生管理者）は、当該機関に勤務する職員のうちから保護具着用管理責任者を一人選任しなければならない。

2 前項の規定により保護具着用管理責任者を選任したときは、当該選任の日から起算して十四日以内に保護具着用管理責任者選任報告書（第三号の三様式）により福島県統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（保護具着用管理責任者の職務）

第十七条の七 保護具着用管理責任者は、規則第十二条の六第一項各号に掲げる事項の管理に関する職務を行う。

第三号様式の次に次の二様式を加える。

第3号の2様式(第17条の4関係)

化学物質管理者 選任報告書

機 関 名					
課 (科) 名		職名		氏名	
選 任 年 月 日	年 月 日				
上記のとおり報告します。 年 月 日 福島県統括安全衛生管理者 様 機関の長					

備考 提出先は、人事総室職員業務課福利厚生室長とする。

第3号の3様式(第17条の6関係)

保護具着用管理責任者 選任報告書

機	関	名			
課 (科) 名		職名		氏名	
選 任 年 月 日	年 月 日				
上記のとおり報告します。 年 月 日 福島県統括安全衛生管理者 様 機関の長					

備考 提出先は、人事総室職員業務課福利厚生室長とする。

附 則
この訓令は、令和八年十月一日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

告 示

福島県告示第五百九十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡葛尾村	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	一〇月一四日 午前一一時から 午前一二時まで	葛尾村村民会館
同 郡浪江町		同 午後二時三〇分から 午後三時三〇分まで	サンシャイン浪江
同 郡双葉町		一〇月一五日 午前九時三〇分から 午前一〇時三〇分まで	双葉町役場
同 郡大熊町		同 午前一一時三〇分から 午前一二時まで	大熊町役場
同 郡川内村		一〇月二二日 午前一一時から 午前一二時まで	川内村複合施設 ゆふね
同 郡富岡町		同	富岡町役場保健

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

同 郡檜葉町	右に掲げる町	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	検査の期日	検査場所
午後二時三〇分から 午後四時まで	一〇月二二日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	一〇月二三日から一一 月二〇日まで（土曜 日、日曜日及び祝日を 除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで	センター	檜葉町コミュニ ティセンター

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数

(計量検定所)

選 挙 区	選 挙 区	選 挙 区
福 島 市	田 村 市 田 村 郡	一六、二九七
会 津 若 松 市	南相馬市相馬郡飯舘村	一七、二四二
郡 山 市	伊 達 市 伊 達 郡	二四、六〇二
い わ き 市	本 宮 市 安 達 郡	一〇、六六六
白 河 市 西 白 河 郡	南 会 津 郡	六、三四二
須 賀 川 市 岩 瀬 郡	河 沼 郡	五、五九九

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二九、八〇一

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二八六、二五四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

令和八年九月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 成 田 良 洋

に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和八年九月一日現在において、次のとおりである。

喜多方市耶麻郡	一八、七二五	大 沼 郡	六、三九七
相馬市相馬郡新地町	一一、〇二四	東 白 川 郡	七、九三一
二 本 松 市	一四、一八四	石 川 郡	九、九一一
	双 葉 郡		一五、七六三